

(保 15) F
平成 23 年 4 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により、公害医療手帳等を医療機関等に提示できない場合等は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等を行うこととしたい旨、環境省より通知があったことについては、平成 23 年 3 月 17 日付け（保 239）Fにてご連絡申し上げたところでございます。

今般、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いが、別添のとおり示されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成 23 年 4 月 4 日付け（保 9）Fでもご連絡申し上げておりますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬の請求についても、当該通知の記 1 及び 2 の規定が準用されるとのことです。

以上につきまして、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

(平 23. 3. 31 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課

保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石 綿 健 康 被 害 対 策 室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部)